

2025年3月

再生可能エネルギー発電促進賦課金について

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金とは

再生可能エネルギーのFIT・FIP制度では、買い取りに要した費用を「再生可能エネルギー発電促進賦課金」として、電気のご使用量に応じて電気をお使いになるお客様にご負担いただくものです。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価について

当該年度に適用される「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」は、当該年度の買い取りに要する費用の見込み額等をもとに、全国一律の単価を経済産業大臣が定めます。

2025年1月検針分から2025年4月検針分まで	3.49円/kWh
2025年5月検針分から2026年4月検針分まで	3.98円/kWh

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担方法

「再生可能エネルギー発電促進賦課金」は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金単価」に電気の使用量を乗じて算定し、毎月の電気料金の一部としてご負担いただきます。

電気料金の算定方法

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \begin{matrix} \text{電力量料金} \\ \text{(市場価格等調整額を含む)} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{再生可能エネルギー} \\ \text{発電促進賦課金} \end{matrix}$$

毎月の電気料金に含まれる再生可能エネルギー発電促進賦課金につきましては、毎月のご請求書内の「電気料金内訳書」に、「再エネ発電賦課金」としてお知らせします。

4. お客さまへのお知らせ

毎月の電気料金に含まれる再生可能エネルギー発電促進賦課金につきましては、毎月のご請求書内の「電気料金内訳書」に、「再エネ発電賦課金」としてお知らせします。

なお本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html

お問い合わせは、山口グリーンエネルギー株式会社ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。